

農林水産政策研究所共同研究実施要領

13企第88号

平成13年5月30日

大臣官房企画評価課長通達

(趣旨)

第1条 農林水産政策研究所が農林水産政策研究所以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費用を分担することによって共同して行う研究(農林水産省大臣官房企画評価課長が別に定める研究を除く。)は、農林水産政策研究所共同研究規程(平成13年3月30日農林水産省告示第499号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(共同研究の要件)

第3条 規程第2条の国において共同研究として実施することが必要であると認められる研究とは、次に掲げるいずれかの要件を満たす研究(その研究が補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下この条において同じ。)の交付の対象である研究を含む場合にあっては、研究所の研究と当該補助金等の交付の対象である研究とが重複しないものに限る。)でなければならない。

(1)当該共同研究が、農林水産行政の要請に即応した研究であるとともに、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興その他の公共の利益に資する研究であること。

(2)当該共同研究を行うことにより、研究所の行う研究の進歩向上が期待できる研究であること。

(共同研究課題の検討)

第4条 研究所長は、次に掲げる場合には、研究所の関係者で構成する共同研究課題検討会を設置し、その意見を聴くものとする。ただし、これに代わる検討会があるときは、当該検討会をもってこれに代えることができる。

(1)共同研究を実施しようとするとき。

(2)共同研究の内容又は実施時期を変更しようとするとき。

(3)共同研究を中止しようとするとき。

(共同研究の契約締結の報告等)

第5条 規程第4条第1項の規定による共同研究契約の締結の報告は、別記様式第1号(共同研究契約締結報告書)により行うものとする。

2 規程第4条第2項の規定による共同研究契約の変更の報告は、別記様式第2号(共同研究契約変更報告書)により行うものとする。

3 規程第6条の規定による共同研究の中止の報告は、別記様式第3号(共同研究中止報告書)により行うものとする。

4 規程第15条の規定による共同研究の終了の報告は、別記様式第4号(共同研究終了報告書)により行うものとする。

(特許権等の優先的な実施の取扱い)

第6条 規程第9条第1項又は第2項の規定により承継特許権等又は共有特許権等について優先的な実施の許諾を受けようとする者は、当該権利の登録が行われる日又は出願若しくは申請についての拒絶査定若しくは却下が確定する日までにその申請を行わなければならない。

2 研究所長は、前項の申請がなされるまでの間は、共同研究者又は共同研究者の指定す

る者以外の者に前項の権利についての実施を許諾しないものとする。ただし、共同研究者又は共同研究者の指定する者が優先的な実施の許諾を申請しない旨の意思表示をした場合は、この限りでない。

（共同研究の費用）

第7条 共同研究に要する費用のうち研究所が分担するものについては、研究所の予算により負担するものとする。

農林水産大臣 殿

研 究 所 長 印

共同研究契約締結報告書

農林水産政策研究所共同研究規程（平成13年3月30日農林水産省告示第499号）
第2条第1項の規定に基づき と共同研究契約を締結したので、同規程第4条第1
項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究者の住所、名称及び代表者氏名
- 3 共同研究の実施理由
- 4 共同研究者を共同研究の相手方として適当と認めた理由
- 5 期待される成果
- 6 添付書類
共同研究契約書（写）

農林水産大臣 殿

研 究 所 長 印

共同研究契約変更報告書

農林水産政策研究所共同研究規程（平成13年3月30日農林水産省告示第499号）
第2条第1項の規定に基づき 年 月 日に と締結した共同研究契約の一部を
変更したので、同規程第4条第2項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告
します。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究者の住所、名称及び代表者氏名
- 3 共同研究契約の変更事項及び変更理由
- 4 共同研究契約を変更したことによって期待される成果
- 5 添付書類
変更後の共同研究契約書（写）

農林水産大臣 殿

研 究 所 長 印

共同研究中止報告書

農林水産政策研究所共同研究規程（平成13年3月30日農林水産省告示第499号）
第2条第1項の規定に基づき 年 月 日に と締結した共同研究契約に基づく
共同研究を中止せざるを得なくなったので、同規程第6条の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究者の住所、名称及び代表者氏名
- 3 共同研究の実施期間
（当初予定） 年 月 日から 年 月 日まで
（中止期日） 年 月 日
- 4 共同研究の中止理由
- 5 共同研究の中止時点までの成果
- 6 共同研究に要した経費
年度 円（うち国の支出に係るもの 円）
" "
計 円

農林水産大臣 殿

研 究 所 長 印

共同研究終了報告書

農林水産政策研究所共同研究規程（平成13年3月30日農林水産省告示第499号）
第2条第1項の規定に基づき 年 月 日に と締結した共同研究契約に基づく
共同研究を終了したので、同規程第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究者の住所、名称及び代表者氏名
- 3 共同研究の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 共同研究の成果
- 5 共同研究に要した経費
年度 円（うち国の支出に係るもの 円）
" " "
" " "
計 円